様式第１号の２（不作為についての審査請求に係る諮問書）

○○○第○○○号

令和○年○月○日

行政不服審査会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審　査　庁　名

○○　○○

諮　　問　　書

　○○法（*法律番号*）第○条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第４３条第１項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：○○　○○

連絡先：○○○○

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| １　審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請 | （１）　処分の申請年月日  （２）　処分の申請を受けた行政庁  （３）　処分の申請の概要 |
| ２　処理期間 | □　法定処理期間  　　①根拠法令及び条項  　　②処理期間  　□　標準処理期間    □　処理期間の定めなし  　　（標準処理期間を定めていない理由） |
| ３　審査請求 | （１）　審査請求年月日  （２）　審査請求人  （３）　審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | 1. 諮問説明書 2. 審理員意見書（写し） 3. 事件記録（写し） 4. 事件記録（写し）につき法第７８条第１項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 5. 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 6. 当該不作為に係る処分についての申請書（写し）並びに当該処分に係る審査基準（写し）及び当該処分に係る標準処理期間（写し） 7. その他参考資料 |
| ７　審査庁担当課、担当者名  　　電話、住所等 |  |

1. ２の「処理期間」については、該当するものの□にチェックの上、記載すること。

（注２）　４の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

（注３）　６の②の「審理員意見書（写し）」及び③の「事件記録（写し）」については、行政不服審査法第４３条第２項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

（注４）　６の①、④及び⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第６条第１項各号に規定する書類であり、⑥は同条第２項第４号に規定する書類である。

（注５）　６の⑤及び⑥は該当する書類がない場合には添付不要であり、⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は､添付不要である。

（注６）　６の⑦の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。